

福 井 県

「福井県教育振興基本計画（案）」に関する 県民パブリックコメントの募集結果

令和7年3月24日
福井県教育庁教育政策課

「福井県教育振興基本計画（案）」について、県民の皆様から貴重な御意見をいただき、厚くお礼申し上げます。提出されました御意見の概要等を、以下のとおり公表します。

- 1 募集期間
令和7年2月17日（月）～3月3日（月）
- 2 提出件数
19件（4名）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方
別添資料のとおり
- 4 問い合わせ先
福井県 教育庁 教育政策課 教育企画グループ
TEL： 0776-20-0557
FAX： 0776-20-0668
E-mail： kyousei@pref.fukui.lg.jp

(別添)

福井県教育振興基本計画（案）に関する
県民パブリックコメント意見の概要と県の考え方

【方針１ 自らと福井の将来につなげる学びの推進】（５件）

	御意見	県の考え方
1	中学校の３２人学級とあるが、高校の３２人学級も設定すべきである。	教職員定数の状況等を踏まえて、適切な学級運営に努めていきます。
2	学校図書館のデータベースシステムについて予算化すべきである。	県立学校における図書システムの運用が円滑に継続していけるように検討していきます。
3	「ふくい産業」はリアルタイム実施ではなく、各学校の教育計画に応じて実施内容を組み立てられるようにアーカイブを含めデジタル講演集としてオンデマンド配信を基本とすべきである。	「ふくい産業」はすべての内容をアーカイブ化し、各学校の都合が悪い場合には後からオンデマンド配信で視聴してもらうなど、柔軟に対応しています。
4	地域の高校が地域の核となるために、地元市町や中学校進路担当と高校教員の定期的な連絡会議を行うべきである。	地域の高校の魅力向上を図るためには、地元の市町や学校との連携が必要だと考えており、ご提案を前向きに検討していきます。
5	栄養教諭が新たに学んでいくべき課題は、「肥満、痩身、アレルギー疾患等」の個別支援を必要とする児童生徒へのアプローチ方法である。 そこで、地場産食材活用、生産者交流、児童生徒のアイデア等を取り入れた給食を活用した食育の推進と、栄養教諭が行う「個別支援が必要な児童生徒へのアプローチ方法の研修」は分けて表記するとよい。	ご指摘の通り、栄養教諭が学ぶべき課題は食育に限定されるものではないことから、食育の推進と研修を分けた表記に修正します。

【方針２ 誰一人取り残されず、個性が尊重される学びの推進】（５件）

	御意見	県の考え方
6	外国人児童生徒が資質・能力を十分に発揮できるよう、一人ひとりにDLA（※）に基づいた指導を行ってほしい。各学校でDLAが実施できる支援体制を県でバックアップすることが必要である。 ※外国人児童生徒の日本語能力を診断する評価ツール	関係者で構成される連絡協議会等において、DLAを含む日本語指導等の情報提供を行いながら、引き続き、一人ひとりに合わせた支援を行っていきます。

7	小中学校に在籍していた児童生徒の支援記録を、進学先の中学校や高校へ共有して入学した時点での日本語および母語の力を測り、それを伸ばす支援をしてほしい。	日本語指導が必要な児童生徒に対しては、小中高を通じて個別支援計画を作成しており、引き続き、切れ目ない支援を行っていきます。
8	大阪府では公教育の中で「枠校」を設け、外国人児童生徒に対し、母語の授業を実施している。母語教育の実施は自文化への肯定感を育み、情緒的安定感につながる他、生徒たちの強みを強化し、キャリアにつながりやすい。足羽高校で日本語科を設けてはいるが、母語教育の実施は検討されていないのか。	本県の学校教育では、限られた教育課程において、国内や地域で活躍するために必要となる能力のうち、家庭教育で養うことが困難な日本語能力の育成等を優先して取り組んでいます。
9	外国人児童生徒を支援する教職員の支援力向上のため、研修会の実施等を考慮してほしい。	N I T S（独立行政法人教職員支援機構）が行う日本語指導にかかる研修に県内教員を派遣し、県内で伝達講習会を実施しています。引き続き、教職員の資質・能力の向上を図っていきます。
10	通級指導の加配教員を増やし、特別教育支援員を配置することが必要である。	通級指導の実態を踏まえて教員を適切に配置するとともに、特別支援教育コーディネーターや通級指導者等の育成に努めていきます。

【方針3 人生を楽しく豊かにする学びの推進】（1件）

	御意見	県の考え方
11	教員がしなくてもよい登下校指導の交通安全対策・見守り活動で、ヘルメット着用義務化指導もすべきである。また、本来は条例化すべきである。	高校生については、令和8年度からヘルメット着用を自転車通学の必須条件とする方針です。学校外の登下校指導では、警察やPTA等と連携しながら安全指導を実施していきます。

【方針4 基本となる環境づくり】（7件）

	御意見	県の考え方
12	教員の働き方改革が進んでいない。学校教育の仕事は多岐に渡るが、正規教員が減少しており、負担が大きい。心身的に不調を訴え職場を休職する教員が多く、育児や介護等が重なることもある。余裕のない現場では、きめ細やかな学びや笑顔で楽しく学べる環境づくり等のアイデアが考えられない。穴埋めを正規職員が担っている状態では教員の成り手が増えない。	教職員の働きやすい環境づくりを推進するため、さらなる学校業務の精選・効率化や教員定数確保に取り組んでいきます。

13	教育の無償化により、私立に通う生徒が増加している。私立の定員を厳密にして、県立へ沢山の生徒が行ける環境にしないと、県立高校の教職員定数が減り活気がなくなる。私立にお金を流す政策ではなく、県立高校の設備の向上、教員を多数配置して学びを深められる体制や環境等を整えてほしい。	私立高校も子どもの多様なキャリア形成の重要な受け皿と考えています。県立高校においては、学びの特色化や教育投資の充実等により、一層の魅力向上を図っていきます。
14	特別支援学校で寄宿舎が設置されている場合は、給食に加えて舎食が朝食・夕食もあるため栄養教諭の負担が大きく、栄養教諭の複数配置等の体制や公会計化が必要である。	学校全体の業務削減・効率化のさらなる推進を図り、栄養教諭等に過度な負担が生じないように配慮していきます。
15	職業科の専門教科の教職員確保のために県主催の認定講習を開講するべきである。	職業科の専門教科における教職員の確保については、今後の教育環境の変化や教職員の需要等を注視しながら適切に対応していきます。
16	嶺南採用枠を拡充して、高校・特別支援学校・実習教員・寄宿舎指導員も対象とするべきである。	定数が少ない業務等においては、柔軟な配置が困難になる恐れがあることから、地域限定採用枠の規模は慎重に検討していきます。
17	「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、会計業務を教職員に担わせず、会計専任を配置するべきである。	各学校の負担軽減を図るため、会計業務の事務処理や提出書類の簡素化等を推進するとともに、業務効率化を市町教育委員会にも働きかけていきます。
18	免許更新の廃止に伴い悉皆での「40代・50代研修」は廃止し、希望制とするべきである。	40代・50代研修は、教員が世代や校種を越えて学び合える貴重な機会となっています。受講者の負担に配慮しながら実施していきます。

【その他】（1件）

	御意見	県の考え方
19	子どもの権利条約の制定をするべきである。	国のこどもの権利条約やこども基本法を踏まえ、本県においても、こどもの意見を今後のこども・子育て施策に反映するとともに、教育・養育現場におけるこどもの権利等に関する理解促進など、こどもの安全・安心の確保に努めていきます。